

# 第1回東大阪市総合教育会議

1 日時 平成27年4月20日(月)

開会午前11時00分

閉会午前11時40分

2 場所 市庁舎18階会議室1及び会議室2

3 出席者

市長	野田 義和
----	-------

(教育委員会)

委員長	乾 公昨
委員長職務代理者	神足 紀陽子
委員	酒井 理
委員	堤 晶子
教育長	西村 保

(出席説明員)

教育次長	南谷 佳宏
教育次長	植田 勝
教育総務部長	山本 義範
学校教育部長	出口 和隆
社会教育部長	安永 史朗
学校教育推進室長	坂上 圭三
教育企画室長	大辻 雅稔
教育企画室次長	出口 博文

(事務局)

市長公室長	山本 吉伸
政策調整室次長	瀬川 政嗣

4 第1回会議の概要

(1) 市長開会の挨拶

## (2) 総合教育会議の設置に関する説明

事務局より

- ・総合教育会議設置までの経過の説明
- ・総合教育会議設置の目的・趣旨の説明

## (3) 総合教育会議運営要綱の制定

事務局より

- ・総合教育会議運営要綱の制定についての説明
- ・要綱案の規定についての説明
- ・会議の開催予定日時、場所、原則公開についての説明

## (4) 今年度の取り組みについて

事務局より

- ・会議で議論すべき項目の説明
- ・大綱策定の義務付け、大綱の対象期間（概ね4～5年）についての説明
- ・大綱は市長が策定すること、策定にあたって十分な協議・調整を行うこと、大綱に記載する内容について十分議論し会議を進めることについての説明

市長より

- ・大綱の策定が会議において優先すべき事項であること、また並行して議論すべき課題があればその都度意見を頂戴し協議・調整を行う旨の発言  
(現在取り上げるべき課題について意見なし)

## (5) 大綱の策定

出席説明員より

- ・国の第2期教育振興基本計画の第1部・第2部の成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき対象であることの説明
- ・成果目標を参酌することに加えて、大綱を策定する際には当該自治体の教育課題に関してその事項にかかる現状と課題も十分踏まえて、方針として定める必要があることの説明
- ・国の第2期教育振興基本計画の体系について説明
- ・直接市の施策とは関係のない、高等教育に関する部分についてはこの中から省略していることの説明

事務局より

- ・その他資料（スケジュール案等）の説明

### 【各委員より質問・意見】

(乾委員長)

- ・大綱と本市の次期教育振興基本計画との位置づけは。

(事務局)

- ・大綱を考慮しながら、具体的にどう施策を進めていくかということ盛り込んだアクションプランとして次期教育振興基本計画を定めたい。

(乾委員長)

- ・現在の教育振興基本計画を大事にしながら大綱を作っていくということが求められると思うが。

(事務局)

- ・次期教育振興基本計画についてより具体的なアクションプランに置き換えていきたい。順番的に大綱が策定され、大綱の内容を踏まえた形でアクションプランを作ることになるが、大綱は計画ではないのですべてを網羅した形にはならない。その内容は話し合っただけ必要がある。一方、アクションプランはすべての分野を網羅した計画になっているので、教育委員会の中で諮らせていただく。

(市長)

- ・教育振興基本計画というものと市全体の総合計画が連動している。地方自治法の改正で市として総合計画を定めなくてもよくなったが、地方自治法の方向性と現在の方向性について教育委員会の事務方としての認識はどうか。

(事務局)

- ・将来的には総合計画を作らないという時代も来るかと思うが、総合計画がある中で、大綱を定めていくには整合性を図る必要がある。

(酒井委員)

- ・他の計画との調整はこの会議で行うのか。

(事務局)

- ・会議の中で協議することになる。

(西村教育長)

- ・日程がタイトだが、是非調整してもらいたい。

(堤委員)

- ・大綱の作成について整合性が非常に大切である。
- ・大綱について実際的にどう実践され、どのように評価されているのかということに重点を置きたい。

その他

(市長)

- ・中学校給食については、今後予算編成に向けて現場も動き出すので、機会をみてご意見をお聴きしたい。

## 5. 次回会議について

事務局より

平成27年5月18日(月)午前11時より18階会議室1・2で開会を予定

(以上)